

No. 33

制 度 名	多子世帯保育料軽減事業費補助	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G		
		問合せ先	029-301-3261		
目的・趣旨	働きながら子育てをしていくうえで、保育料の負担が大きい世帯に対する経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進める。				
[対象団体] 市町村					
[対象事業]					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対 象 者 (1) 第 3 子以降で 3 歳未満児 (所得制限無し) (2) 第 2 子で 3 歳未満児 (国が定める利用者負担上限額基準の第 4～5 階層世帯 (世帯年収約 360～640 万円)) ・ 助成内容 公立・私立認可保育所, 認定こども園, 地域型保育事業の保育料を軽減する市町村に対しての助成 ※市町村が対象者 (1) の保育料を無償化, (2) の保育料を全額負担から半額へ軽減する場合 ・ そ の 他 国の制度において, 平成 28 年度から世帯年収約 360 万円未満について第 2 子は半額, 第 3 子以降は無償化を実施 また, 世帯年収約 360 万円以上は同時入所の場合に限り適用 					
[対象経費] 保育料の助成に係る経費					
[経費負担割合]					
区 分		国	県	市町村	その他
事業費補助		—	1/2	1/2	—
[令和 5 年度当初予算額] 532,673 千円		[令和 5 年度補助対象団体] 令和 5 年 9 月頃決定予定			
[備考]					